

令和3年11月 理事会挨拶（無事故割引率改定、保険金区分5,000万円の導入時）

さて、10月末日現在の業務概況について、掛金収入は前年同期比3.8%増となった。昨年の前年同期比が2.1%増だったので、今回の制度改正の効果が如実に表れていると思われ、このままで行くと35億円台が視野に入ってくる。

これに対し、支出面では保険金の支払額が前年同期比49.2%増となり、この勢いが継続すると保険収支は大幅な赤字に陥りかねない状況である。

また、契約更新率は97.5%で前年同期比0.7%増となったが、直近で見ると9月が0.6%減、10月が0.02%微減となっており、新規加入は前年同期比5社増でほぼ横ばいの状態で、会員加入率は52.9%で0.4%増となった。

新設した保険金区分5,000万円の加入は、直近で見ると213社で、これに連動する形で保険金区分全体の増額が増えてきており、このような傾向が今後も継続するのではないかと思われる。

したがって、保険金の支払額が急増しているものの、今回の制度改定によるマイナスの影響はごく限定的であり、順調に推移していると思われる。

なお、今回の制度改定により、これまで掛金の負担割合を保険事業85%、共済事業15%としていたものを、保険事業82%、共済事業18%に変更したことに伴い、各協会にお支払いしている手数料も掛金の6.8%から6.56%と0.24%減になるが、掛金収入の伸びが極めて堅調であるので、減少分は充分に補うことができると判断している。

こうした中で、今回の制度改定とセットとされた剰余金の解消策については、労働安全衛生推進事業への剰余金の運用が金融庁の解釈によって今後望めなくなり、また収支相償の原則を満たすために多用していた異常危険準備金の積み増しが、今回、累積剰余金19.65億円の全額を令和2年度決算において積み増したことで、ほぼ法定の上限に近い40億円を超える水準に達したので、これ以上の積み増しは困難である。

こうした中、令和元年度の収支は1,230万円の赤字だったが、令和2年度は一転して7億4,200万円の実質黒字が発生しており、新たな黒字解消策が求められていることから、今後は契約者割戻金制度を創設して対処することとしたい。アクチュアリーを入れて検討を重ねてきたが、ようやく成案を得たので、本日お諮りし、ご承認をいただければ近く認可申請を行いたいと考えている。

先ず名称は、法令上は契約者配当とされているが、当団の場合は共済制度における割戻金に性格が近いことから、契約者割戻金として制度化したいと考えている。

最大のポイントは単年度で割り戻すのか、複数年度の剰余金を平均して割り戻すのかという点である。当団の場合は保険金の支払額や支払備金の増減により毎年大きなブレが生じることが多く、その都度保険収支が著しく左右されている状況であることから、制度の安定性を確保する意味でも3年平均を取りたいと考えている。

また、保険収支で赤字が発生した場合、翌年度の剰余金や割戻金のための準備金で補填

できないかという点もあるが、当団の割戻しは内閣府で求める計画的な黒字解消策として行われるものである。この計画的な黒字解消という概念には、たまたま発生する赤字の補てんは入らず、契約者配当制度の法定準備金となるとその目的外使用は許されないのではないかと思われる。加えて、割戻しの原資が赤字の補てんで目減りしたり、あるいは、最悪の場合全く無くなってしまうということでは制度の信頼性そのものに関わってくる。そこで赤字の補てんは他会計をやり繰りして賄うか、あるいは認可官庁と協議の上で異常危険準備金を取り崩すというどちらかの対応を模索していくことになると思われる。

どれほど割戻しがあるのかというと、割戻しのベースになるのは払込保険料ではなく経過保険料である。経過保険料とは、例えば8月に新規契約を締結すると8月から年度末までの8ヶ月間が経過保険料になり、年度をまたがった翌年度部分は解約しなければ翌年度の経過保険料に移行する。したがって、当事業年度の払込保険料イコール経過保険料ではない。

以下申し上げるのは、当たらずとも遠からずということで聞いていただきたい。令和2年度の剰余金は7億4,200万円で、これを3年間の延べ払いにする訳で、令和2年度分は確定していく2億4,700万円、これを令和2年度の保険事業収入28億7,000万円を経過保険料総額と見做すと8.6%になる。これを掛金に置き直すと7.31%になる。令和2年10月末日現在の平均掛金は12万7,594円であり、平均の割戻金は9,327円、10の位は四捨五入して9,300円になる。これに令和3年度、令和4年度分の割戻金が加わり、令和5年9月末に一括して支払う予定である。ちなみに令和2年度分を試算してみると、契約者の57%が割戻金5,000円未満であった。したがって、過剰期待は禁物であるが、加入促進を図っていく上で侮れない面も有しているのではないかと思われる。

次に組織改編について、当団の生命線は加入促進であり、令和元年度から事業推進部内に加入促進戦略担当部門を設置し、各協会と共同して加入促進戦略を毎年策定し、また、重点地区として新潟を始め5協会を選定しており、兼務ではあるが人員を配置している。この度新たに試みで30秒の広報アニメを作成し、重点地区の5つのテレビ局を通じて加入促進月間にTVCMを放映している。今後、益々このような戦略的広報が重要となるので、現在IT・共済事業部が所掌している、各協会とのコラボ広告等の広報業務を移管し加入促進戦略と一体化して加入促進対策を強化していくため、来年1月から事業戦略部を立ち上げる予定である。